

【県内初】 宮城県みどり認定証授与式を開催します

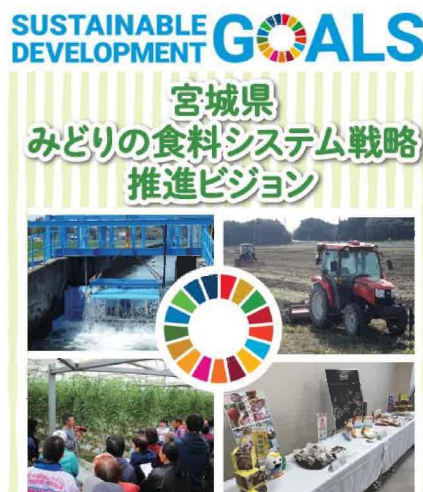
—環境負荷低減事業活動に取り組む4法人を県内で初めて認定—

県は、みどりの食料システム法※に基づき、持続可能な食料システムの構築に向けて、今年3月に「宮城県みどりの食料システム戦略推進基本計画」を策定し、生産性と持続性の両立の実現を目指して取り組んでいます。

このたび、県内4つの農業法人の「環境負荷低減事業活動実施計画」について、みどりの食料システム法に基づき、県内で初めて認定し、認定証を授与します。

これを契機に、県内の更なる取組拡大を図るとともに、生産から消費に至るまでの全ての関係者の理解のもと、持続可能な食料システムの構築に向けた取組を進める必要があります。

報道機関の皆様におかれましては、県民の皆様にご協力をお願いします。



※ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律

記

- 1 日 時 令和5年12月18日(月) 午後3時から午後3時30分まで
- 2 場 所 宮城県行政庁舎9階 第一会議室
- 3 認 定 者 (有)大郷グリーンファーマーズ(大郷町)、(株)宮城白鳥農場(栗原市)、
(有)ライスサービスたかはし(栗原市)、(株)デ・リーフデ北上(石巻市)
- 4 内 容 (1)農政部長挨拶 (2)認定証授与 (3)認定者挨拶 (4)記念撮影
終了後、10分程度取材の時間を設けております。
- 5 取材申込 取材を希望される場合は、下記必要事項について、FAXもしくはメールで
農業政策室まで御送付いただきますようお願いいたします。

御取材いただける場合は、12月15日(金)正午までに、メールまたはFAXにて
①貴社名、②出席者名、③連絡先電話番号を記入の上、御連絡いただきますようお願い申し上げます。

FAX:022-211-2889 メール:noseise-k@pref.miyagi.lg.jp

担当:農業政策室 企画班 黒沢または松谷 宛

貴社名	
御出席者名	
御連絡先電話番号	

みどり認定

制度がスタートしました

みどり認定とは

みどりの食料システム法(※)に基づき、農林漁業者が環境負荷の低減に取り組む5年間の事業計画を作成し、知事から認定を受けることで、税制や金融面の支援等が受けられる制度です。

※環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律

<みどり認定を受けるメリット>

メリット① 設備投資の際の所得税・法人税の優遇

👉 青色申告を行う農業者は、認定を受けた計画に従って、化学肥料・化学農薬の使用低減に必要となる設備を導入した場合、通常の減価償却額に次の金額を上乗せして償却(特別償却)できます。

(機械など: 取得価額×32%、建物など: 取得価額×16%)

【化学肥料・化学農薬の使用低減の取組みに限定】

(対象設備) ■ みどり認定を受けた後、令和4年7月1日から令和6年3月31日までに取得したものであること。

■ 次の2点を満たす機械のほか、機械と一体的に整備する建物も対象。

✓ 取得価額の合計が100万円以上であること

✓ 農水省HPに掲載された対象機械であること

<税制特例の対象機械の例>



税制対象一覧
はこちら



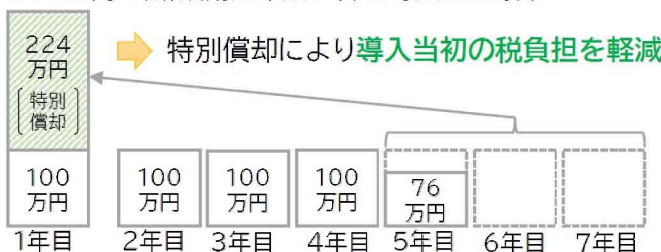
水田用除草機



堆肥散布機

特別償却のイメージ

700万円の機械(耐用年数7年)を導入した場合



ポイント



みどり認定を受けた後に機械等を取得する必要があります。

✓ 計画申請と機械導入のタイミングに注意

計画認定前に機械等を取得してしまうと、税制の適用を受けられません。



確定申告の際に、必要書類を記載して最寄りの税務署に申告してください。



補助金との併用も可能です。

メリット② 農業改良資金の無利子融資・償還期間延長

👉 環境負荷低減に取り組みながら「収量・品質の向上」等を目指す新たな取組み(＝農業改良措置：新作物・新技術の導入、加工事業の開始など)に対し無利子融資で支援されます。

(支援内容)■農業改良措置を実施するために必要な資金

(農業経営用施設・機械等の改良・造成・取得、農産物加工施設等の改良・造成・取得等)

■借入限度額：(個人) 5,000万円、(法人・団体) 1億5,000万円

■借入金利：無利子 ■償還期間：12年以内

メリット③ さまざまな国庫補助金の採択の優遇

👉 認定を受けると、国庫補助事業の採択審査のポイントが加算されます。

(対象事業)■みどりの食料システム戦略推進交付金

■強い農業づくり総合支援交付金 ■農地利用効率化等支援交付金 など

<認定を受けるまでの流れ>

「環境負荷低減事業活動の実施に関する計画」の作成・提出



県認定委員会において認定審査する



(認定することが適当と判断されたとき)

当該実施計画等を認定し、認定通知書を通知します。

計画書の様式はこちらに
掲載しています →
(県ホームページ)



<環境負荷低減事業活動の具体的な内容>

(1) 土づくりと化学肥料・化学農薬の削減を一体的に行う事業活動

(2) 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動

・農業機械の省エネルギー化・電動化・バイオ燃料への切替

・施設園芸におけるヒートポンプや木質バイオマス加温機等の導入及び適温管理に向けた高度環境制御機器や保温資材等の導入

・水田作におけるメタン発生抑制を目的とした秋耕の実施や適切な中干しの推進 等

(3) その他

・土壌を使用しない栽培技術において、化学肥料・化学農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いて行われる生産方式の導入 等

<お問合せ先>

〒980-8570

宮城県仙台市本町三丁目 8-1

宮城県農政部農業政策室企画班

電話 022-211-2963